

**農業委員会委員  
選挙人名簿の登録申請を**

平成22年1月1日現在で、農業委員会委員の選挙人名簿を調製します。対象となる人は必ず登録申請をしてください。

▼対象Ⅱ市内に住所があり、平成22年3月31日現在で満20歳以上の人（平成22年4月1日以前に生まれた人）で、次のいずれかに該当する人。①10アール（約1反）以上の農地を耕作している農業経営主②①と同居の親族またはその配偶者で、年間おむね60日以上耕作に従事している人③10アール以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員や社員または株主で、年間おむね60日以上耕作に従事している人。

▼申請方法Ⅱ平成22年1月6日⑩までに各行政区長へ申請書を提出してください。

※現在の選挙人名簿に登録されている人は、各行政区長を通じて申請書を配付します。今回新たに申請が必要となる人は、電話で本庁（別

館）・農業委員会事務局または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課へご連絡ください。

※詳細は同事務局（内線2561）または牛深支所・産業振興課農林振興係、その他の支所・産業建設課経済係へお尋ねください。

**市政に関するアンケートにご協力を**

市民の皆さんに、市政についてのご意見やご要望などをお聞きし、今後の施策立案などの参考資料とするため、アンケートを実施します。皆さんのご協力をお願いします。

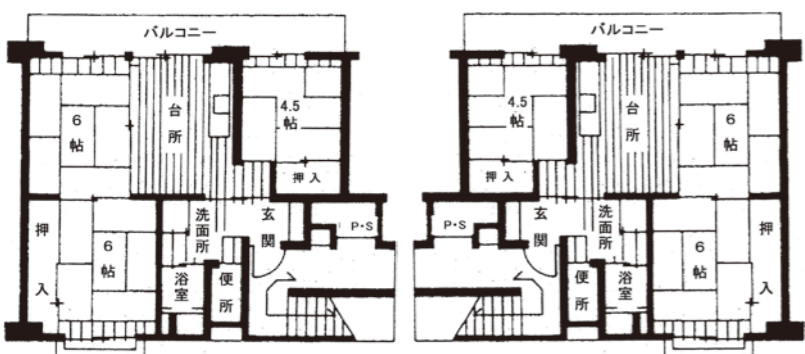
▼調査対象Ⅱ市内在住で20歳以上の2,000人（住民基本台帳から無作為に抽出）。

※詳細は本庁・企画課企画調整係（内線1315）へお尋ねください。

**市営住宅渡ノ浦一般住宅（新和町）の入居者2次募集！**

11月1日から、市が新和町小宮地の雇用促進住宅を「渡ノ浦一般住宅」として管理を開始した、同住宅の入居者を2次募集します。

- 入居条件＝①住宅に困っている人②入居収入基準を満たしている単身者、一般世帯などであること③入居者や世帯員の中に市税などの滞納者がいないこと。
- 募集戸数＝21戸。
- 申込方法＝本庁（別館）・建築住宅課または牛深支所・建設課、その他の支所・産業建設課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。



**《物件情報》**

- ①10月リフォーム済み
- ②スーパー、病院に隣接
- ③“福祉ゾーン”バス停まで徒歩1分
- ④日当たり良好
- ⑤駐車場、駐輪場あり

駐車場側

【問い合わせ先】本庁・建築住宅課住宅管理係（内線2621）／新和支所・産業建設課建設係

**地デジサポーターが個別訪問します**

現在、視聴されている地上アナログ放送は、平成23年7月24日までに終了し、地上デジタル放送（地デジ）へ切り替わります。この地デジを見るためには、地デジ対応のテレビまたは地デジチューナーなどの機器が必要となり、アンテナ工事等も必要となる場合があります。

熊本県テレビ受信者支援センターでは、特に高齢者や障がい者などを対象に、地デジについての正しい知識と情報を得ていただくため、説明会や相談会、個別訪問を推進しています。

同時に熊本県電機商工組合加盟の電器店（地デジサポーター）の協力を得て、個別訪問により、地デジの準備について適切なアドバイスを提供しています。

なお、訪問するときは、悪質な訪問販売



▲ユニフォーム

▲名札

などとお間違えのないように、地デジサポーターのユニフォーム・腕章・IDカードを着用して訪問します。

**【問い合わせ先】**

- 熊本県テレビ受信者支援センター ☎096 (325) 6255
  - 地デジサポーター事務局 ☎0570 (050) 560
- ※受付時間はいずれも午前10時から午後6時まで（土・日曜日、祝日を除く）。

**年末年始の**

**し尿関係許可業者の休業日**

年末年始のし尿関係許可業者の休業期間は右表のとおりです。皆さんのご協力をお願いします。



【問い合わせ先】本庁・環境課廃棄物対策係（内線1273）

地区	許可業者	種別	休業期間	電話番号
本渡	協業組合 本渡清掃公社	し尿 浄化槽清掃	12/30⑩午後～ 1/3⑩	②3355
牛深	牛深清掃公社	し尿	12/30⑩～ 1/3⑩	⑦26202
	牛深環境整備センター	浄化槽清掃		
有明 御所浦 倉栖 本	熊本メンテナンス	し尿 浄化槽清掃	12/30⑩～ 1/4⑩	⑤20346
新和 五和	天草衛生設備工業	し尿	12/31⑩～ 1/3⑩	③40488 ③40489
	大栄クリーン工業	浄化槽清掃		
天草	丸野衛生社	し尿 浄化槽清掃	12/31⑩～ 1/5⑩	④20077
河浦	河浦衛生	し尿	12/31⑩～ 1/5⑩	⑦60128 ④20077
	丸野衛生社	し尿		
	河浦環境清掃公社	浄化槽清掃		



**年金情報**

～国民年金保険料の納め忘れはありませんか～

保険料を未納のままにしていると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、受給できない場合もあります。

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間納付して、65歳から満額（年額792,100円）を受給することができます。未納や免除の期間があるとその分が減額されるだけでなく、納付・免除などを合わせた期間が25年未満であるため年金が受給できなかったり、満額の年金が受給できなくなります。

このような人のため、60歳以降から65歳にな

るまで任意加入することにより、受給資格を満たしたり年金額を満額に近づけることができます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人は、70歳の誕生日の前月まで受給資格を満たす期間の任意加入ができます。せっかく納めた保険料がむだになり、万一のときの障害年金や遺族年金なども受けられない場合がありますので、国民年金保険料は必ず納めましょう。

なお、納め忘れを防ぐためには、口座振替が便利です。預貯金通帳、通帳届出印、納付書を持参し、金融機関へお申し込みください。

【問い合わせ先】本渡社会保険事務所 ☎④2112 / 市役所本庁・保険年金課国民年金係（内線1136）